



目 次

告 示		ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令	(漁業管理課)	
	(1・25揭示)	1
○基本測量の実施の通知	(用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 (16件)	( 〃 )	1
○国土調査の成果の認証	( 〃 )	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	3
○道路の供用開始	(道 路 課)	3
公 告		
○林業種苗生産事業者講習会の実施	(木材増産推進課)	3
高知県人事委員会告示		
◎給料表別級別職務区分表の一部改正		3

告 示

高知県告示第25号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和5年1月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年1月26日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和5年1月25日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第41号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年1月16日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
基本測量(時空間変位確定測量)
- 作業期間  
令和5年2月1日から終了を通知するまで
- 作業地域  
高知県全域

高知県告示第42号

高知県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月2日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(航空レーザ測深)
- 作業期間  
令和4年12月1日から令和5年3月25日まで
- 作業地域  
高知市天神町ほか(鏡川水系鏡川、神田川、前田川及び吉野川)

高知県告示第43号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月2日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(2級・4級基準点測量、3級水準測量、UAVレーザ測量、数値地形図データ作成)
- 作業期間  
令和4年12月2日から令和5年3月31日まで
- 作業地域  
安芸市下山及び伊尾木並びに安芸郡安田町東島、西島、安田及び唐浜

高知県告示第44号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月12日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(基準点測量、現地測量、地形測量)
- 作業期間  
令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域  
宿毛市

高知県告示第45号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14

条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(用地測量)
- 作業期間  
令和4年11月3日から令和5年7月31日まで
- 作業地域  
安芸郡東洋町地内

高知県告示第46号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(用地測量)
- 作業期間  
令和4年11月12日から令和5年7月31日まで
- 作業地域  
安芸郡東洋町河内地内

高知県告示第47号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(路線測量)
- 作業期間  
令和4年11月23日から令和5年7月31日まで
- 作業地域  
安芸郡東洋町地内

高知県告示第48号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 作業期間

<p>令和4年12月20日から令和5年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡越知町越知字横倉から字逆マ川まで</p> <p><b>高知県告示第49号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>	<p>で、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年1月18日から同年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 高知市鏡今井から土佐山中切まで</p>	<p>2 作業期間 令和5年1月16日から同年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡越知町越知字田ノホキから字逆マ川まで</p> <p><b>高知県告示第56号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>
<p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年12月23日から令和5年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡中土佐町久礼地内</p> <p><b>高知県告示第50号</b> 高知県土木部中央東土木事務所本山事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年12月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>	<p><b>高知県告示第53号</b> 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年1月16日から同年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡四万十町下呉地</p>	<p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年1月16日から同年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡越知町越知字一宮谷ノ北から字田ノホキまで</p> <p><b>高知県告示第57号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>
<p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和4年12月26日から令和5年3月10日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町川井</p> <p><b>高知県告示第51号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>	<p><b>高知県告示第54号</b> 高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年1月23日から同年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡中土佐町</p>	<p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年1月16日から同年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高岡郡越知町横島南字下ウヅから字ヲリ附まで</p> <p><b>高知県告示第58号</b> 長岡郡本山町下関、上関、下津野、井窪、高角及び本山の各一部地区並びに高岡郡中土佐町上ノ加江の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したため、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>
<p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年1月15日から同年7月30日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡東洋町野根地内</p> <p><b>高知県告示第52号</b> 高知県土木部高知土木事務所鏡ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月12日に受けたの</p>	<p><b>高知県告示第55号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年1月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和5年2月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p>	<p>1 調査を行った者の名称 （1） 本山町 （2） 中土佐町</p> <p>2 調査を行った地域及び時期 （1） 長岡郡本山町下関、上関、下津野、井窪、高角及び本山の各一部 令和2年度及び令和3年度</p>

(2) 高岡郡中土佐町上ノ加江の一部  
令和2年度及び令和3年度

3 成果の名称

- (1) 本山町地籍図及び地籍簿
- (2) 中土佐町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日  
令和5年2月7日

高知県告示第59号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

佐川町竹の倉

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡佐川町岩目地字長尾	2117番
2	〃 〃 〃 〃	1713番
3	〃 〃 加茂字北谷	4673番
4	〃 〃 〃 〃	4673番
5	〃 〃 〃 〃	4663番
6	〃 〃 〃 〃	4660番
7	〃 〃 〃 字ヒノミガサコ	4653番1
8	〃 〃 〃 〃	4646番
9	〃 〃 〃 字竹倉ヤシキ	3401番2
10	〃 〃 〃 〃	3399番1
11	〃 〃 〃 〃	3397番
12	〃 〃 〃 字土居ヤシキ	3386番3
13	〃 〃 〃 字西光寺	3732番1

14	〃 〃 〃 〃 字麻生谷	3737番1地 先道
15	〃 〃 〃 〃	3754番
16	〃 〃 〃 〃	3753番4
17	〃 〃 〃 〃	3743番2
18	〃 〃 〃 〃 岩目地字長尾	1711番1
19	〃 〃 〃 〃	1709番1
20	〃 〃 〃 〃	1706番1

(2) 区域

標柱1から20までを順次に直線で結んだ線及び標柱20と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ谷1918番139から幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ谷1918番7まで	142	令和5年2月7日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和5年2月7日

高知県知事 濱田 省司

1 開催の日時及び場所

日時	場所
令和5年3月15日(水) 午前9時30分から午後4時30分 まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を令和5年2月17日（金）までに住所地为管轄する林業事務所（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年2月17日から施行する。

令和5年2月7日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の5級の警察の項中「少年サポートセンター副所長」を削る。

別表第2の5級の項中  
「通信指令官」  
を  
「通信指令官  
少年サポートセンター副所長」  
に改め、同表の6級の項中  
「交通事故分析官」  
を  
「交通事故分析官  
聴聞官」  
に改め、同表の7級の項中  
「訟務官」  
を  
「訟務官  
デジタル化推進室長」  
に改め、「聴聞官」を削る。